

平成 29 年 1 月 11 日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター  
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会

委員長 太田 博道 様

佐世保市長 朝長 則



佐世保市総合医療センター役員報酬等規定等の一部改正に係る意見について

標記の件について、地方独立行政法人法第 56 条の規定により、意見を求めます。

以上

医療政策課

(参考)

地方独立行政法人法

第二節 一般地方独立行政法人

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 (略)

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。